

薬発第357号  
昭和26年8月6日

各都道府県知事殿

厚生省薬務局長  
厚生大臣官房会計課長

#### 国有ワクチンの供給について

標記については、本年8月1日以降別記国有ワクチン供給要領により供給等の事務を行うこととするから御了知のうえ、管内関係の向きへも周知方取り計らわれたい。

おって、この通ちようの国有ワクチンの種類は、発疹チフスワクチン、コレラワクチン及びインフルエンザウイルスワクチンの3種である。

(現在は、乾燥ガスえそウマ抗毒素、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素(A B E F型)、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素(E型)、乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、コレラワクチン、乾燥ジフテリアウマ抗毒素の6品目)

#### (別記) 国有ワクチン供給要領

##### 一 政府関係需要に対しては、次により供給する。

(1) 政府関係各庁の需要に対しては、物品取扱令規に従い保管転換の事務処理とすること。

(2) 国家防疫事務を地方公共団体等に委託したときの需要に対しては無償で譲与すること。

2 上により譲与を受けたものについては、毎月末の出納を明らかにし翌月10日までに別記第1号様式で厚生省薬務局分任会計官吏(以下分任官)あて報告すること。

3 上により譲渡を受けたものの一部又は全部をその目的外に使用したときは、その使用分について毎四半期で精算し、一般売払の要領により処理すること。

##### 二 一般需要に対しては、売払処理の方法をとり、次により供給する。

###### (1) 申請

申請は、すべて文書によることとし、緊急のためやむを得ないときに限り電信または口頭によってよいが、事後速やかに申請書を提出すること。

2 前項後段の申請者が著しく遅延したときは、現品の回収をすることがあること。

3 申請は、次に掲げるものを除き、各都道府県において管内需要を取りまとめ一括申請とし、特別の事情のあるときは、市町村又はその他の需要者から申請してもよいが、この場合は、都道府県衛生部の証明を要すること。

イ 公共企業体

ロ 特殊事業場

ハ 外国駐在公館指定病院又は医師(海外渡航者用)

ニ 連合軍指定病院診療施設(連合国軍要員用)

但し、前項に掲げるものについても都道府県が一括して申請することについては差し支えないこと。

4 申請書は別記第2号様式とすること。

## (2) 契約書

契約書は、政府所属物品の売払契約とし、申請のつど、これを結ぶこと。

- 2 契約書は売払代金が60万円を越えないときは省略するが、会計経理上別記第3号様式の附属書を申請書に添付すること。
- 3 契約書は、別記第4号様式とし、申請書を受理したとき本省から正副2通を作成し申請者に送達し、その1通を本省分任官あて返送すること。

## (3) 売払代金

売払価格は厚生省の定めた容器及び諸掛を含めた価格とすること。

- 2 代金は、本省の発行する納入告知書により納入すること。
- 3 所定の期日内に納入できない事情のあるときは、ただちに理由を具えて延納の協議をすること。

## (4) 現品発着

現品は申請により発送すること。

- 2 現品を受領したときは、ただちに数量等を確認し、別記第5号様式の受領書を分任官あてに送付すること。
- 3 数量の過不足、破損その他事故を発見したときは、着後2週間以内にその事情を分任官に通知し、協議のうえ処理すること。

## (5) 交換返品

前項の3により協議のうえ処理するものを除いては、交換又は返品の処置は取り扱わないこと。ただし、事情により使用残を来たし、他に譲渡等の処置を依頼されたときは、適正な保管により品質に変化を生じていないと認めたものについてのみ斡旋は行うが、会計経理は、授受当事者間で処置すること。